いわない 議会だより

発行　岩内町議会
編集　議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎　0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp

今年初めての雪山すべり
（１月22日 岩内幼稚園）

2024. 2
No.163

第４回定例会報告……P２
一般質問……P３～12
議会日誌……P４

マチイロ
広報紙・議会だよりを
スマホなどで閲覧できます

第４回 定例会 報告

令和５年度各会計補正予算等を審議する第４回定例会は、12月11日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。
18日に再開し、７名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、22日閉会しました。

審議した案件

令和５年度各会計補正予算５件、条例設定・改正８件及びその他１件は原案可決、選挙１件は当選となりました。

《補正予算》

○令和５年度一般会計補正予算
町債償還元金４千百35万円及び水道事業会計出資金１千９百30万円等を追加補正しました。

○令和５年度一般会計補正予算
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金１億７千５百70万円等を追加補正しました。

○令和５年度国民健康保険特別会計補正予算
療養給付費２千百96万２千円及び高額療養費５百96万１千円等を追加補正しました。

○令和５年度水道事業会計補正予算
配水管改修等工事費１億３百万円及び配水管布設工事に伴う電柱等移設補償費３百万円等を追加補正しました。

○令和５年度下水道事業会計補正予算
汚水管渠等修繕料60万円及び債務負担行為４千万円等を追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町犯罪被害者等支援条例設定
犯罪被害者等の支援について、基本理念及び支援の基本となる事項等を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、岩内町費職員の給料及び期末手当の支給割合等について、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
地方税法等の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正をしました。

○岩内町都市公園条例の一部を改正する条例設定
いわないリゾートパークの大規模改修工事に伴い、オートキャンプ場の施設使用料について、所要の改正をしました。

○岩内町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例設定
空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の処分
岩内警察署庁舎敷地として、北海道警察本部に土地を処分しました。

《選挙》

○岩内地方衛生組合議会議員の選挙
岩内地方衛生組合議会議員に中家正希議員を選出しました。

一　般　質　問

12月18日～20日　７名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは　本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
（※会派に属さない議員及び各会派１名としています。ただし、５名以上で組織する会派は複数名としています。）

奈良初枝議員

廃校活用による地域活性化について

■質　問■

現在４校ある小中学校を旧中央小学校跡地に統合し、施設一体型義務教育学校の整備を進めている。学校は廃校となってしまっても、地元の愛着などによる建物だけが残る場合が多い。ただ残るだけでは行政の負担となる。都心部の人は自然に憧れている人が多く、過疎地域の特徴を生かすだけではなく、廃校利用による地域活性化にあたっては、通常の観光施設や娯楽施設に比べ学校を利用しているという意外性が集客力を上げる。

１．廃校施設は貴重な財産である。地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められる。廃校活用の方向性は。

２．トレーニングジムも完備し、廃校体育館を再利用した総合体育館施設の考えは。

■町　長■

１．２．既存４校全てを利活用することは難しく、いずれかは処分が必要で、４施設の活用方針は特別職と部長職で構成する「既存校あり方検討会議」や、管理職や係長で構成する「専門部会」を設置して検討体制を固めた。検討に向け、先進地の活用事例などを庁舎内で情報共有するほか、４施設の活用希望調査と活用アイデア募集を行い、調査結果後に検討会議等で方向性を協議していく。方針案は６年度末までに策定予定で、全国の事例を参考に民間活力の導入も視野に入れ、町民ニーズ等を把握しながら、地域活性化に繋がる施設のあり方を検討する。

総合体育館としての再利用は、「町健康寿命延伸プラン」のアンケート調査でもスポーツ施設等を希望する声が多く、地域住民がスポーツ活動へ参加しやすい環境を整える手段として、廃校後の体育館を運動施設として再利用することは効率的かつ有益な方法。今後はこうした活用方法も含め、今後の岩内中央学園体育館の一般利用の方針も踏まえ、利活用方針を決定していく。

窓口業務に「軟骨伝導イヤホン」の導入について

■質　問■

高齢化に伴い難聴者は今後さらに増えると見込まれている。医療機器が高額なことを理由に補聴器所有率が少ないことが分かっている。「軟骨伝導イヤホン」は集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきり聞くことができるため、大声で話すことによる個人情報を周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、プライバシーの保護につながる。従来の「骨伝導」より痛みや音漏れが少ないといった利点があり、価格は1台約２万円と安価で取り扱いやすい。

高齢化が進む中、窓口業務の時間短縮も見込めるため、町として「軟骨伝導イヤホン」の導入を考えていくべきでは。

■町　長■

窓口において高齢などで会話が聞き取りにくい方に対しては、１階フロアに備え付けの受話器タイプの集音器を使用して対応しているが、地域における高齢化が進むなど、状況の変化とともに、必要とされる方も多くなると想定されることから、聞きにくさをサポートする機器の選定については、軟骨伝導イヤホンを含め、他の事業所等における使用事例や利便性等の情報を収集する中で検討する。

岩城　幹　議員

岩内町の一次産業と未来

■質　問■

地球温暖化や海洋環境変化などに起因する資源変動等による不漁が今後長期に継続する可能性がある。そこで注目されているのが養殖事業である。海面養殖は、温暖化による水温管理の問題が発生する。陸上養殖は、陸地に設けたプラントで餌、水質を含めた生育環境などを管理しながら魚を育てられるため「食の安全」にもつながる。

1．トラウトサーモンだけでなく、別の魚類の養殖の予定は。

2．トラウトサーモン養殖用生けすを増設する予定は。

3．国内の漁業従事者は15万1，701人。そのうち65歳以上が4割を占める。また、個人経営体のうち後継者がいるのは全体の2割以下。漁業就業者数は一貫して減少傾向。町の施策は。

■町　長■

1．2．海面養殖試験は、期間が3年で、町内におけるトラウトサーモン養殖の確立を目指しているため、現時点では、町主体での別の魚類養殖の予定はないが、岩内郡漁協が取り組んでいるカキ養殖事業は引き続き支援。

生けすの増設予定は、2年目の結果により、3年目に向けて増設も含め、岩内郡漁協等と協議の上判断。

3．漁業就業者減少や後継者対策は、全国的な課題であり、これまでも、岩内郡漁協等と町に即した施策を検討してきたが、その一つとして、現在行っているトラウトサーモンやカキの養殖事業等は、漁業者の所得向上に繋がり、後継者や新たな就業者にとって、大きな魅力ある施策と考えており、引き続き、積極的に取り組む。

海の森プロジェクトについて

■質　問■

日本製鉄は、2002年より全国38か所で藻場の再生に取り組んできた。磯焼けの原因は、栄養分の不足も一因とされる。解消に向けて、製鉄プロセスにおける副産物である鉄鋼スラグと腐植土の混合物をヤシの繊維で編んだ袋に入れ磯焼け地域に設置することで、鉄イオンを腐植酸鉄として長期間持続的に海藻まで届けることができ、埋設位置近辺の海底で再生した藻場は、地球温暖化対策への寄与も期待される。

泊村では、19年11月に腐食酸鉄と腐植土の混合物を2か所の海岸線に合計3ｔ埋設。20年7月にホソメコンブ・ナンブワカメ等の多様な海藻の再生を確認している。1年足らずで良い結果を得ることが出来るのに、町が実証実験をしない理由は。

■町　長■

町では、岩内郡漁協と後志地区水産技術普及指導所と連携し、H30年度から敷島内地区の一部前浜で、国の補助事業を活用し、藻場造成事業を実施しており、より効果的な事業内容へと改善を行い、徐々に効果が見え始めてきている。

磯焼け対策は、各地域の海水温や栄養塩類の状況、食害生物の生息状況などにより、様々な効果的な手法で、継続的・複合的に取り組まなければならないと考えており、今後も関係機関と協議し、泊村を含めた各地域での取組の成果等を情報収集し、より効果的な対策に取り組む。

議　会　日　誌

１１月	３日	岩内町功労者表彰式・優良勤労青少年顕彰
	６日	各派代表者会議
	７日～１０日	建設産業委員会行政視察
	１３日～１７日	公明党行政視察
	１８日	自衛隊札幌地方協力本部創立６７周年祝賀会
	２１日	北海道町村議会議長会 正副会長会議・理事会 岩内商工会議所永年勤続優良従業員表彰式
	２７日～２９日	第６７回町村議会議長全国大会及び北海道横断自動車道に係る中央要望
１２月	１日	原子力発電所問題特別委員会
	４日	共和町議会正副議長就任挨拶 社会文教委員会 各派代表者会議
	５日	後志町村議会議長会役員会・議長会議・議長研修会
	６日	建設産業委員会・所管事務調査
	７日	総務委員会
	８日	議会運営委員会
	１１日	第４回定例会招集 岩内商工会議所清水会頭の北海道産業貢献賞受賞を祝う会
	１３日	岩内町１０大ニュース審査会
	１５日	歳末特別警戒防犯パレード
	１８日～２２日	第４回定例会再開
１月	４日	岩内郡漁業協同組合初セリ式 岩内青年会議所新年交礼会
	６日	岩内消防出初式
	７日	二十歳のつどい
	９日	岩内町新年交礼会
	１７日	岩内建設業協同組合・建設業協会新年交礼会
	１８日	岩内体育協会新年会
	２４日	岩内商工会議所新年交礼会

大田　勤　議員

資材高騰対策へ 新たな臨時交付金活用で 農・畜産業者の生活を守れ

■質　問■

1．地方創生臨時交付金を肥料価格補てんに活用している地方公共団体一覧（4年度分）に岩内町が不掲載。町の取組は。

2．交付金を使った制度活用は行われたのか。

3．肥料価格高騰対策事業第5期公募の事業内容は。

4．地域計画書の協議期限は5年12月1日。取組は行われたのか。

5．肥料価格補てんに活用の地方公共団体一覧（5年度分）に道内9市町村、後志管内2町村掲載。町は交付金活用事業に取り組まれたのか。

6．資材高騰対策臨時交付金で、飼料購入費補助、配合飼料価格安定制度の使用数量に応じた奨励金交付事業の活用など町の取組は。

■町　長■

1．2．5．町では、4年度に交付金を活用し、農業者を含めた燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者に対し、町内事業者物価高騰対策支援金を給付した。

今後も、臨時的な交付の使途決定には、より住民の現状やニーズの把握に努め、特定の事業種等に偏ることなく、幅広い支援での活用に努める。

3．地域において、化学肥料の2割低減に向けた取組の定着を図るため、地域協議会が取組内容等を明らかにした計画書を作成し、協議・採択後、掛かり増し経費の2分の1を上限として、JA等の対象肥料の販売を行う事業者に対し交付されるもの。

4．町地域再生協議会とJAにおいて協議し、事業主体となるJAにおいて、事業費予算の確保等の関係から、この度の取組については実施しないと判断した。

6．畜産・酪農経営者へは、国において飼料価格高騰緊急対策事業の支援が行われている。町は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者への支援に取り組んでおり、今後も国等の農業政策等を注視し、関係機関と情報共有、各種支援策の活用等、畜産・酪農経営者の経営安定に町としての役割を担っていく。

■再質問■

1．地元農業者からの要望がなく、交付金活用の不実施の判断をしたのか。

2．実施者任せでなく国の動向等迅速な情報収集で対策が必要では。

■町　長■

1．この取組は、JA等の対象肥料の販売事業者が対象で、実施主体となるJAより実施が困難との回答を受け、実施しないと判断した。

2．国等の各種支援策については、町地域再生協議会、JA北海道中央会及びホクレン等を通じてJAへ情報提供があり、その後、町内農業者へ周知している。

プレミアム付商品券等の 交付金活用は住民皆が 公平に恩恵を受ける施策へ

■質　問■

1．4年度商品券発行事業で総販売冊数、岩宇4町村ごとの販売冊数、販売額、換金額、換金率は。

2．購入は先着順ではないとした理由は。

3．世帯代表者が同世帯員分の商品券購入の場合、4町村の家族の確認方法は。

4．5年度商品券発行事業で2万4千冊分が商品券印刷数か。

5．当日何時で商品券の販売を終了したのか。

6．代理人が購入した総冊数は。

7．販売終了後に列の後続住民へ販売。余裕冊は作成していたのか。

8．購入できる人とできない人で不公平感が出たのでは。総括と教訓は。

9．重点交付金の増額・強化は全世帯に不公平のない街路灯、町内会防犯灯の負担緩和や省エネの取組支援等も新たに取り組むべきでは。

■町　長■

1．総販売冊数は15，263冊で、岩内町13，578冊、共和町1，310冊、泊村311冊、神恵内村64冊。販売額は総額1億5千2百63万円で、換金額は1億9千8百11万3千円。換金率は99.85％。

2．4年度は、コロナ禍での実施だったため、事前申し込みなど販売時あったとすれば冊数は。

の密を回避する配慮で、引き換え制とした。

3．町内の確認は、住民基本台帳と照合を行い、町外は身分証明書の提示や写しの添付で確認。

4．総販売目標冊数2万4千冊と同数を用意。

5．11時5分に行列の最後尾で締め切り、11時30分頃に販売を終了。

6．11，059冊。

7．商品券が確実に不足すると判断し、行列の最後尾で締め切った後、その方々の販売終了時に買えなかった配慮として、申し込みを受け付け、追加発行した。当初からの用意はしていない。

8．前回商品券が多数売れ残った経緯やこれまでの結果も踏まえ、販売時期やプレミアム率の上乗せ、購入しやすい額面、購入手続きの簡素化などに努めたが、急速な物価高騰などの社会情勢も加わり、想定以上の購入希望者になったと分析している。

地域経済の活性化策としての役割や効果は大変大きく、購入希望者に滞りなく行き渡ることも大切だと認識しているので、今後実施するとした際は、購入希望者の不公平感を少しでも低減できるよう努める。

9．本年3月に国が推奨事業メニューを例示し、町は6月に水産加工業や製造業、小売業など45社に「町内事業者電気料高騰対策支援金」を給付した。一方、商店街や町内会の防犯街路灯の電気料高騰対策は、防犯街路灯補助事業で設置費や電灯料の補助を行っており、事業の趣旨から特定財源に頼らない継続的・安定的な予算確保による実施が最も効果的な支援であることから交付金充当は想定していない。

国保運営方針策定要領に沿った国保税の保険料水準の統一は住民負担増に直結

■質　問■

1．国保税が保険料水準統一化で更に値上げに。改定の指導内容は。

2．道から町に提示された標準保険料率は。

3．標準保険料率は強制力のない参考値では。

4．保険料水準統一の達成年度、達成に向けた取組、プランは進んでいるか。

5．町の国保加入者の階層別区分と加入者数、現在の国庫負担率は。

6．保険給付費減少は貧困下による受診控えに繋がっているのでは。

7．市町村との合意がなければ保険料統一議論は進まないのでは。統一化の住民影響を調査周知する必要性は。

8．ガイドラインが示す統一化は住民負担増に直結ではないのか。

9．市町村の政策判断で行われている法定外の一般会計繰入は解消・削減すべき対象ではない。町の認識は。

10．町の国保税滞納世帯数、滞納金額は。短期保険証、資格証明書発行数は。

11．保険料水準完全統一を止め、繰り入れの維持等、地方自治の本旨に基づく施策こそ必要では。

■町　長■

1．道では、令和12年度を目途に保険料水準の統一を進めている。道国民健康保険市町村連携会議を中心に関係者間の意見交換や協議がされている。

2．5年度の標準保険料率は、所得割率12.79％、均等割額4万4千108円、平等割額4万2千777円。

3．道から示された標準保険料率は参考値である。

4．道では12年度に保険料水準の統一、9年度に3方式統一を目指しており、町も資産割を段階的に廃止するよう準備を進めている。

5．12月12日現在で、155万5千円未満は1，351人、155万5千円以上313万円未満295人、313万円以上498万5千円未満1111人、498万5千円以上743万5千円未満56人、743万5千円以上65人。被保険者数は1，878人。国庫負担率は32％。

6．町国保保険給付費の直近3か年の推移は増加傾向。新型コロナ拡大の影響から受診控えによる保険給付費の抑制傾向が、感染者の減少に伴い緩和されたものと分析。

7．国が示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」は地方自治法に基づく技術的助言であると認識している。運営方針案を策定するにあたり、できる限り市町村の意見を尊重するものとされている。

現在、パブリックコメント、市町村への意見照会が実施され、町として内容を慎重に検討し回答する予定。今後、税率改正に際して、町広報紙やホームページを活用し町民周知等に配意する。

8．「保険料水準の統一」に向けた課題として、資産割の廃止や賦課限度額の統一、市町村間の収納率差による保険料負担の公平化、法定外繰入の解消など、様々な課題を段階的に解決した上で実

現を目指しており、必ずしも住民負担増に直結するものではないものと認識している。

9．法定外繰入金は、「収支不足に伴う決算補填目的のもの」「保険者の政策によるもの」「過年度の赤字によるもの」が該当するとされており、段階的な解消に向けた取組が必要とされている。

10．12月12日現在、国保税滞納世帯数は354件、滞納額は6千66万3千円。短期保険証の交付件数は20件、資格証明書は交付していない。

11．真に医療を必要としている方がサービスを受ける環境を持続するため、「道国民健康保険運営方針」に基づき保険料水準の統一を目指すことは、町として健全な国保運営を持続していくため必要である。

村田丈明議員

部活動の地域移行に係る各見直しについて

■質　問■

1．指導を行う教員や部活指導員に対する手当や報酬を拡充すべきと考えるが。

2．部活動の地域移行に伴う活動場所の選定及び施設の整備が必要と考えるが。

3．審判資格や指導資格の取得支援が必要だが。

4．大会参加等に対する補助金の見直しをすべきと考えるが。

■教育長■

1．教員に対する手当は道教育庁で規定。部活動指導員は町の会計年度任用職員となり、土日や時間外の指導に限っての拡充は考えていない。

2．活動の実情に合わせ、必要性を鑑み、運動公園をはじめとする各施設において、施設所管課と情報を共有し整備を検討する。

3．研修会や指導者資格等の取得支援など、指導者確保に向けて支援方法を検討し、子ども達にとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境の実現につなげていく。

4．実態に即さない点は早急な見直しが必要と認識。令和6年度の大会参加から適用されるよう、順次、改正準備を進める。

■再質問■

本年度にまだ残されている、要綱に適応しない大会に対しての支援は。

■教育長■

他団体との整合性もあるため、現要綱による補助金以外の支援の可能性について検討する。

福祉バス（たら丸バス）の更新と制度見直しについて

■質　問■

1．現状のニーズとのそごが生じている。所管の変更と福祉バスという括り自体の見直しが必要と考えるが。

2．物価高騰により事業者の事業継続が懸念されている。委託料は妥当か。見直しの予定は。

■町　長■

1．交付金制度上の一定程度の使用制限があるが、本来の目的に支障が生じない範囲で、一定の柔軟性をもって対応している。

所管の変更、括り自体の見直しは、本来目的への支障も危惧されるため、これまでどおり、長寿介護課所管による運用継続を考えている。

2．国が示す北海道労務単価等での設計であり、妥当と考える。

町発注の委託業務等は、国の労務単価の見直しの中での対応と考えており、契約見直しの予定はないが、契約期間中の大きな変動には、変更も可能である。

■再質問■

車両更新の検討のスピード感は妥当か。急な更新が必要な時にすぐに対応できるか。

■町　長■

発注から納車まで一定の期間が想定されることも踏まえ、入替えの計画を検討しなければと考えている。

岩内町空き家等対策計画の進捗について

■質　問■

「検討する」とされた項目のうち、検討されていない項目数は。また検討された主な内容は。

■町　長■

計画の中で、検討されていない項目は11項目。

検討された主な内容としては、「空き家等管理活用支援法人」の設置について、空き家対策モデル事業において検討している。

また、具体的な施策へ

と至った項目としては、高齢者世帯への終活の必要性の周知啓発や情報提供の機会創出に係る取組として、無料相談会の開催を予定している。

手話言語条例の制定とろうあ者に対する支援体制について

■質　問■

1．地域のろうあ者や手話団体への聞き取りや話し合いはあるのか。またその内容は。

2．手話言語条例に対しての認識と必要性の考えは。

■町　長■

1．手話奉仕員養成講座時の意見交換のほか、町社会福祉協議会を通じ生活状況等を伺っている。

また、関係団体との座談会を7月以降3回実施し、手話言語条例制定の必要性はさることながら、ろうあ者への情報発信のあり方、災害時の避難に係る防災対策、手話通訳者の養成等の課題解決が優先という声が多くあった。

2．障がいの特性に応じた手段により、容易な情報の取得やコミュニケーションが可能となる環境の整備、また、障がいのある方に対する町民の理解促進が重要との認識から、条例の必要性を十分に理解しており、座談会の参加者との話し合いを踏まえ、岩宇4町村で歩調を合わせて、条例制定の準備を進める。

佐藤英行議員

木田金次郎美術館開館30年と通年開館について

■質　問■

1984年木田金次郎夫人文子氏から町へ作品の寄贈の際、美術館創設の要請があった。87年森嶋敏行氏を世話人代表として町民有志25人で「木田金次郎美術館を考える会」が発足。94年に官立民営の運営方式で開館。来年、木田文子氏から創設を要請されて40年、開館から30年を迎える。

1．どのような記念企画を計画しているのか。

2．冬期閉館中に「ふるさとこども美術展」は臨時開館して行われている。通年開館することで、町に新たな展開が期待される。条例改定すべきでは。

■教育長■

1．岩内大火70年の節目でもあることから、「大火前」「大火後」として、前後編で出品作品百点を超える最大規模の特別展示を開催するほか、「佐藤栄次郎展」等の企画展、コンサートや講演会等のイベントを予定している。

2．現時点では、通年開館について考えていないが、町において「町立地適正化計画」や、「産業振興プラン」の策定を踏まえた中で検討されていくものと考える。

■再質問■

1．岩内大火から70年の特別展を、郷土館・町でコラボした企画展としては。

はいつなのか。

■教育長■

1．記念事業については、町長部局及び郷土館と連携する中で事業の展開を検討する。

2．令和6年度中に策定される経過を踏まえて、通年開館について検討されるものと考える。

2．「町立地適正化計画」「産業振興プラン」策定による通年開館検討

岩宇・南後志地区沖の洋上風力発電の動向について

■質　問■

経産省と国交省は5月、岩宇・南後志地区沖での洋上風力発電を「準備区域」から「有望な区域」に選定。

陸上風力発電は、電磁波の影響、景観、自然破壊等の観点から住民からの反対も多く、導入の反対を表明する自治体もある。洋上風力発電も漁業への影響、景観、バードストライクの問題、電磁波の影響等の課題がある。

経産省と国交省は10月、「浮体式」の整備に向けた「準備区域」に岩宇・南後志地区沖、島牧沖を選定。

1．「岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合」が行ってきた経過と内容は。

2．浮体式「準備区域」の今後の進め方は。

3．デメリット、懸念されることの住民説明会はいつの段階でするのか。

■町　長■

1．町を含む6町村、3漁協で構成され、本年4月に設立会議を開催し、これまで計5回の幹事会を開催している。有望区域の指定に向け、情報提供や各種調査への協力事項等について協議をしている。

2．着床式と同様に、国において各種調査が進められる。組合としても、国に対し必要な情報提供等を行い、調査実施に協力していく。

3．現時点での開催予定はないが、地域としての共通理解を深めていくことが重要であり、今後、組合の中で協議されていくと考える。

特定（高レベル）放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金について

■質　問■

令和2年第3回定例会で「現時点で文献調査の応募は考えていない」と町長答弁。3年8月の原子力発電所問題特別委員会で寿都町に交付される電源立地地域対策交付金について、「意思を明確にしていただきたいとか、そう言う紐付きのものではないと国からの説明」との町長発言。

1．国の担当者の言を記録しているのか。

交付金は、発電用施設周辺地域整備法、同施行令等により、施設設置を受け入れる意思がないことを表明しつつ、設置可能性の調査のみを受け入れる場合、交付することは適切ではないと読み取れる。

2．文献調査に伴う交付金を町が授受した理由は。受けたことにより考えられることは。

■町　長■

1．令和3年8月4日、寿都町長の呼びかけにより、隣接の島牧村、黒松内町、蘭越町、隣々接の岩内町の4町村長の出席のもと打合会議が行われ、寿都町長から文献調査応募の主旨等の説明後、経産省の担当者より交付金の配分の説明があり、出席首長から「交付金を受けた場合、最終処分場の建設を了承したことにならないのか」との質問に対し、「文献調査に対する交付金は賛否に関わらず配分される」旨の説明がされ、本町の担当者がメモとして記録している。

2．文献調査の交付金は、「設置が見込まれる市町村」の寿都町に配分され、「施設設置の可能性の調査のみを受け入れる場合」でも、「設置が見込まれる場合」に該当すると認識している。制度の趣旨に沿って交付金を活用することは地域振興に有用性が高いとして配分を希望した。この交付金はこれまで活用してきた交付金と同じ制度で地域振興を目的とし、町の貴重な財源として有効的に活用していく考えであり、交付金を受けた事により町の方針に影響はない。

■再質問■

交付金の趣旨に則れば、最終処分場設置の円滑化に資することを目的として交付を受けたことになるのではないか。

■町　長■

交付金はこれまでも活用してきた交付金と同じ制度で地域振興を目的としたものであり、最終処分場の設置の円滑化に資することを目的として受けたものではない。

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第４回定例会議案　　賛成：○　反対：×　欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ							新政クラブ		公明党		日本共産党	市民自治を考える会	革新クラブ
		池田光行	栗林英之	永井明	本間勝美	中家正希	村田丈明	岩城幹	志賀昇	金沢志津夫	谷口雅史	奈良初枝	大田勤	佐藤英行	大石美雪
令和５年度一般会計補正予算（第７号）	原案可決	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井　明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

志賀　昇　議員

財政運営について

■質　問■

1．行財政運営の強化として、地域デジタル社会の実現に向けた自治体ＤＸ及びゼロカーボンの推進を進めるとしているが、その取組状況と成果は。

2．町の未利用財産の処分等による自主財源の確保を実践するとしているが、その進捗状況と財源確保の効果は。

3．ふるさと納税について、寄附件数の多い関東エリアなどへの戦略的情報発信の強化の取組状況と成果は。

4．ガバメントクラウドファンデングは多くの人から賛同の得られる事業を選定し、資金を調達する仕組みであるが、現在の取組の状況は。

5．本年度より義務教育学校の事業着手が進められ、物価変動に伴う工事費の増嵩が懸念されるが、「町中長期財政見通し」の今後の見通しは。

■町　長■

1．「自治体ＤＸ」は、「高齢者見守りサービス整備事業」、「書かない窓口整備事業」、「コンビニ収納整備事業」、「証明書オンライン請求サービス整備事業」について、年度内整備・実装に向け取り組んでいる。

「ゼロカーボンの推進」は、目標値を設定した「町再生可能エネルギー導入目標」と、温室効果ガス排出量抑制の「町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、２０５０年までにＣＯ２排出量実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンビジョン」の策定に向け策定委員会を設置し協議・検討を進めている。

2．今年度は、東相生団地跡地を、１区画は社会福祉法人渓仁会職員宿舎用地として、１区画を共同住宅用として売却。また個人住宅向け６区画を公募し、４区画売却。大規模な売却も行い、６月に旧中央保育所を社会福祉法人あけぼの福祉会に減額譲渡し、みどりケ丘団地跡地は道警察本部へ売却を決定している。ほかに４件の売却があり、売却件数は土地が12件、建物が１件、売払収入は９千９百42万円を見込み、今年度の決算に向け財政的効果も大きい。

3．寄附受付サイトの上位に町の返礼品が掲載されるようサイト内広告での周知改善を図ったほか、専門誌に主力返礼品を掲載した。さらに、岩宇４町村連携による都内でのＰＲや、動画配信中のライブショッピングで情報発信を実施。こうした効果もあり、11月末時点での寄附金額は、１億２千百５万９千円、前年度と比較し、倍増のペースで推移している。

4．年度内の実施に向けて、プロジェクトの選定・サイトへの掲載・目標金額の設定などの準備を進めている。

5．「中長期財政見通し」は、当初の推計から状況が変化し、義務教育学校建設工事の全体事業費も固まりつつあることから、本年８月に見直しした。５年度から赤字の見込みであったが、決算状況や普通交付税の推計値の修正により、11年度まで黒字を維持できる見込み。将来負担比率は、有利な起債の選択や基金の積立などにより、現状と同程度まで回復し、義務教育学校整備事業も大きな支障はなく実施できる見通し。

有害鳥獣駆除対策について

■質　問■

1．町内での町鳥獣被害対策実施隊による４年度の出動回数・捕獲実績・報奨金額・ヒグマの目撃件数と捕獲実績・猟銃の弾薬や車両燃料代に対する補助の状況は。

2．町は他町村に比べヒグマへの認識や、ハンターへの理解度や支援にかい離があると思われるが、町の考えは。

3．道知事は、生息数の抑制やハンターに対する報酬などに対する支援制度の創設を環境省に要望したとされ、道議会においても議論がなされている。その内容は。

4．町有害鳥獣駆除事業は３本の要綱・条例により進められているが、先進地では新たな条例・規則を制定している。町も条例・規則の制定を進めることが喫緊の課題と思うが、所見は。

5．当面の対応として他町村と比較して低額な部分は６年度予算において増額を図るべきと思うが。

■町　長■

1．実施隊の出動回数は８回、捕獲実績はキツネ３頭、シカ38頭。報奨金額は、日当、燃料代、捕獲費で総額約百32万７千円が隊員に支出。弾薬の補助は、「町有害鳥獣駆除協力会」への補助金から、購入費の一部を補助。ヒグマの目撃件数、捕獲実績なし。

2．これまで町では、足跡等の目撃情報はあるが、捕獲実績はないため、

近隣町村の中でも、住民の意識等は低い傾向にあると思われるが、引き続き、道猟友会岩宇支部と連携し、捕獲体制の強化等に努める。

3．市町村が6年2～3月に管理捕獲として実施する経費のうち、捕獲従事者への報奨経費、資材購入経費等の2分の1以内を補助するというもの。

4．5．町の有害鳥獣駆除事業は、「非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例」で隊員の報酬額を、隊員の設置・目的・活動内容等を「町鳥獣被害対策実施隊設置要綱」で定め、5年4月「町有害鳥獣駆除事業に係る駆除奨励金交付要綱」を定めた。

近年の出没状況等を踏まえ、岩宇4町村で統一した報奨金や助成制度を設ける等、協議・連携し、必要に応じて、条例制定や要綱改正を含め、適切に対応する。

いわない議会だより　アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だより（令和４年５月（第１５６号）発行分から）がアプリから閲覧できます。（ダウンロードは表紙から）

大石美雪議員

国の原子力政策でますます重くなる自治体の責務

■質　問■

1．国の原子力災害対策の問題点と町が抱える困難なことは。

2．今までの訓練内容と教訓は。

3．町民全員を対象に季節の風向きに合う避難訓練を。

4．安定ヨウ素剤の使用前の問診は、予めできるのでは。

5．実際の原発の過酷事故ではバスで避難するのは不可能では。

6．泊原発に頼らない町づくりを今から計画をたて実行する必要があるのでは。

■町　長■

1．暴風雪などの複合災害の避難対応や、要配慮者への個別避難などの課題は一定程度あり、解消に向け防災訓練の充実・強化や個別避難計画作成に対応する。

2．3．訓練は、昭和63年より毎年実施。平成23年度までは発電所の事故のみ、24年度以降は複合災害を想定し、原子力防災に関する体制の確立と関係者の技術の向上及び意識の高揚を図ることを目的に実施。

訓練結果は、事後調査を実施し、道原子力防災訓練実施結果報告書で整理し、これを教訓とし次年度以降の訓練につなげることで、防災対策の充実・強化を図る。

町民全員対象の避難訓練は、仕事や通学、平日・休日にかかわらず、それぞれの事情のため現実的に実施は難しく、季節で変化する風向きも、道の訓練想定とのずれが生じ、現時点で訓練に取り入れるのは難しい。

4．問診は、あくまで緊急配布時に行う考え。

5．平成27年に道と道バス協会にて、避難用バス要請・運行要領を作成。道の責任により必要運行台数を確保することから、バス避難は可能。

また、不測の事態が生じ、バスや人員確保が難しい場合、自衛隊などの実動組織による支援を受けることから、補完的体制も整備されている。

6．町総合振興計画を策定。健やかなまちづくりの実現に向け様々な取組を展開。財政的な面も含め、原発への依存を前提とした認識はない。

今後、人口減少が進み、自主財源である町税減少の中、新たな財源確保に向けた積極的な動きが求められており、電源立地地域対策交付金も、これらと合わせた貴重な町の財源として、総合的な歳入確保に努める。

■再質問■

町民全員対象に工夫と知恵を出し合い、風向きにも合わせた避難訓練の計画を立て、実行して身に着ける事が、町民の命を守ることになるのでは。

■町　長■

町民全員対象の避難訓練は、全町的に日常生活を停止させることから、現実的に難しい。

道の訓練想定の中で、風向きを毎年度変えるなど、様々な気象状況の変化はすでに訓練に取り入

れており、広域的な事故も想定。今後行う訓練も、町独自の想定に基づき行うのでなく、広域的に連動・連携し訓練を実施することが重要であり、訓練の積み重ねが町民の命を守ることにつながると考える。

町の大切な一次産業従事者へ支援を

■質　問■

1．町の農家の戸数、従事者数と平均年齢は。

2．畜産、酪農の従事者数と平均年齢は。

3．漁業従事者の人数と平均年齢は。

4．町内で自給自足できているものは。

5．政府の食料自給率を上げる具体策もない危機的状況の中、町でできる取組は。

6．子どもたちとの食育を兼ねて農業、漁業者とのつながりを太くする取組は。

7．国の誤った政策で衰退する一次産業を町の財政支援と企画力で立て直す考えは。

■町　長■

1．２０２０年農林業センサスで総農家数29戸、Ｒ２年国勢調査で農業者数１１０人。平均年齢は、公表されていないため算出できない。

2．畜産、酪農従業者数は、国勢調査の産業別就業者数で農業者数に含まれ、その内訳は公表されていないため、平均年齢も算出できない。

3．２年国勢調査で漁業者数68人。平均年齢は、農業従事者と同様に算出できない。

4．町内で自給自足できているものはない。

5．6．7．食料安全保障は、国の基本的な責務であり、「食料・農業・農村基本法」で、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、来年度改正を目指し、現在、検討が進められている。

子どもたちへの食育については、社会科等の授業の中で、地元業者が製造する麺やパン、道産食材等を取り上げる等の取組を行っている。

町として国の法律や施策の動向を注視し、漁業、農業者からの情報収集や意見交換を行い、岩内郡漁協やＪＡ等の関係機関と連携し、町に即した施策を検討する。

■再質問■

1．国は農業従事者の平均年齢を68．４歳としているが、町は平均年齢を算出できないのはなぜか。それを知った上で、対策を講じなければならないのでは。

2．世界で一番に飢える国は日本と言われている。国に頼らず町民の命と一次産業を守るために対策を取るべきでは。

■町　長■

1．2．各種計画においても、国勢調査や農林業センサスの数値としているため、平均年齢は算出できない。

食料安全保障は、国の基本的な責務であり、現在、改正に向けて検討が進められている法律や、施策の動向を注視するとともに、関係機関と連携し、町の振興策となる施策を検討する。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、３日前の夕方、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式ＨＰ
https://www.town.iwanai.hokkaido.jp

編集後記

「議会だより１６３号」をお届けいたします。第４回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）